

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

規 則	ページ
○京都府環境を守り育てる条例施行規則及び京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (環境管理課)	475
告 示	
○河川区域の変更による廃川敷地等 (京都土木事務所)	477

公 告	
○令和7年度職業訓練指導員試験の実施 (人材育成課)	477
○土地改良区役員の退任届 (南丹広域振興局)	480
○一般競争入札の実施 (指導検査課)	〃
○都市計画法に基づく工事完了 (建築指導課)	484

規 則

京都府環境を守り育てる条例施行規則及び京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第62号

京都府環境を守り育てる条例施行規則及び京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(京都府環境を守り育てる条例施行規則の一部改正)

第1条 京都府環境を守り育てる条例施行規則(平成8年京都府規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第4の1の(1)の表の備考の2の(1)中「K0103」を「K0103」に、「Z8808」を「Z8808」に改め、同表の備考の2の(2)中「K2301、規格K2541」を「K2301、規格K2541」に、「M8813」を「M8813」に、「Z8762」を「Z8762」に改め、別表第4の1の(2)の表の備考の2中「Z8808」を「Z8808」に改め、別表第4の1の(3)の表の備考の6の表亜鉛及びその化合物の項中「ハイポリウムエアースンプラー法」を「ハイポリウムエアースンプラー法」に、「K0102の53」を「K0102-3 12」に、「Z8808」を「Z8808」に改め、同表アクリルアルデヒドの項中「K0089」を「K0089」に改め、同表アクリロニトリルの項中「K0114」を「K0114」に、「K0123」を「K0123」に、「K0095」

を「K0095」に改め、同表アンチモン及びその化合物の項中「ハイポリウムエアースンプラー法」を「ハイポリウムエアースンプラー法」に、「K0102の62」を「K0102-3 21又は附属書G」に、「Z8808」を「Z8808」に改め、同表アンモニアの項中「K0099」を「K0099」に改め、同表塩化水素の項中「イオンクロマトグラフ法」を「イオンクロマトグラフィー」に、「K0102の35」を「K0102-2 6」に、「K0107」を「K0107」に改め、同表塩化ビニルの項中「K0114」を「K0114」に、「K0123」を「K0123」に、「K0095」を「K0095」に改め、同表塩素の項中「K0106」を「K0106」に改め、同表カドミウム及びその化合物の項中「ハイポリウムエアースンプラー法」を「ハイポリウムエアースンプラー法」に、「K0083」を「K0083」に改め、同表キシレンの項中「K0095」を「K0095」に、「K0114」を「K0114」に、「K0123」を「K0123」に改め、同表クロム及びその化合物の項中「ハイポリウムエアースンプラー法」を「ハイポリウムエアースンプラー法」に、「K0102の65」を「K0102-3 24」に、「Z8808」を「Z8808」に改め、同表クロロホルムの項中「K0114」を「K0114」に、「K0123」を「K0123」に、「K0095」を「K0095」に改め、同表シアン化水素及びシアン化合物の項中「K0109」を「K0109」に改め、同表ジクロロメタンの項中「K0114」を「K0114」に、「K0123」を「K0123」に、「K0095」を「K0095」に改め、同表臭素及びその化合物の項中「パラロザニン法」を「パラロザニン法」に、「K0102の37」を「K0102-2 8」に、「イオンクロマトグラフ法」を「イオンクロマトグラフィー」に、「K0085」を「K0085」に改め、同表水銀及びその化合物の項中「K0222」を「K0222」に改め、同表すず及びその化合物の項中「ハイポリウムエアースンプラー法」を「ハイポリウムエ

アーサンプラー法」に、「K0102の63」を「K0102—3 22、附属書H又は附属書I」に、「Z8808」を「Z8808」に改め、同表窒素酸化物（燃焼により生成するものを除く。）の項中「B7982」を「B7982」に、「K0104」を「K0104」に改め、同表テトラクロロエチレンの項中「K0114」を「K0114」に、「K0123」を「K0123」に、「K0095」を「K0095」に改め、同表銅及びその化合物の項中「ハイボリウムエアースンプラー法」を「ハイボリウムエアースンプラー法」に、「K0102の52」を「K0102—3 11」に、「Z8808」を「Z8808」に改め、同表トリクロロエチレンの項中「K0114」を「K0114」に、「K0123」を「K0123」に、「K0095」を「K0095」に改め、同表トルエンの項中「K0095」を「K0095」に、「K0114」を「K0114」に、「K0123」を「K0123」に改め、同表鉛及びその化合物の項及びニッケル及びその化合物の項中「ハイボリウムエアースンプラー法」を「ハイボリウムエアースンプラー法」に、「K0083」を「K0083」に改め、同表二硫化炭素の項中「K0114」を「K0114」に、「K0123」を「K0123」に、「K0091」を「K0091」に改め、同表砒素及びその化合物の項中「ハイボリウムエアースンプラー法」を「ハイボリウムエアースンプラー法」に、「K0083」を「K0083」に改め、同表フェノールの項中「K0114」を「K0114」に、「K0123」を「K0123」に、「K0086」を「K0086」に改め、同表フッ素、弗化水素及び弗化珪素の項中「K0102の35」を「K0102—2 5」に、「イオンクロマトグラフ法」を「イオンクロマトグラフィ」に、「K0105」を「K0105」に改め、同表ベンゼンの項中「K0114」を「K0114」に、「K0123」を「K0123」に、「K0088」を「K0088」に改め、同表ホスゲンの項中「K0090」を「K0090」に改め、同表ホルムアルデヒドの項中「K0303」を「K0303」に改め、同表マンガン及びその化合物の項中「ハイボリウムエアースンプラー法」を「ハイボリウムエアースンプラー法」に、「K0083」を「K0083」に改め、同表メタノールの項及びメチルエチルケトンの項中「K0114」を「K0114」に、「K0123」を「K0123」に、「K0095」を「K0095」に改め、同表硫化水素の項中「K0108」を「K0108」に改め、同表硫酸の項中「ハイボリウムエアースンプラー法」を「ハイボリウムエアースンプラー法」に、「K0102の41」を「K0102—2 12」に、「イオンクロマトグラフ法」を「イオンクロマトグラフィ」に、「K0103」を「K0103」に、「Z8808」を「Z8808」に改め、別表第4の2の表の備考の5中「ハイボリウムエアースンプラー法」を「ハイボリウムエアースンプラー法」に改め、別表第4の4の（その2）の表の備考の13中「K0102」を「K0102—3」に改め、別表第4の4の（その3）の備考の7中「K0094」を「K0094」に改め、別表第4の5の表の備考の6中「Z8731」を「Z8731」に改め、別表第4の6の表の備考の5中「C1510」を「C1510」に改める。

別表第5の備考の1中「K0102」を「K0102—3」に改める。

（京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成21年京都府規則第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1カドミウムの項中「K0102」を削り、「55.2、55.3又は55.4」を「K0102—3 14.3、14.4又は14.5」に改め、同表全シアンの項中「38に定める方法（規格38.1.1及び38の備考の11に定める方法を除く。）」を「K0102—2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5、9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）若しくは9.7の分析を行う方法」に改め、「付表1」の右に「（蒸留操作は装置にて行う。）」を加え、同表有機燐の項右欄を次のように改める。

規格K0102—4 7.2.1及び7.2.3に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあっては規格K0102—4 7.2.1、7.2.2.2及び7.2.5又は7.2.1及び7.2.6に定める方法（ただし、7.2.6に定める方法により測定する場合において、7.2.2のクリーンアップを行うときは、7.2.2.2に定める操作とする。）

別表第1鉛の項中「54」を「K0102—3 13.2、13.3、13.4又は13.5」に改め、同表六価クロムの項中「65.2（規格65.2.7）を「K0102—3 24.3（24.3.7）」に、「規格65.2.6」を「24.3.2」に、「日本産業規格K0170-7の7」を「規格K0170—7 7」に改め、同表砒素の項中「61」を「K0102—3 20.2、20.3、20.4又は20.5」に改め、同表アルキル水銀の項中「付表3及び」の右に「環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（）」を加え、「付表3に」を「付表1に」に改め、同表ジクロロメタンの項、四塩化炭素の項、1,2-ジクロロエタンの項から1,3-ジクロロプロペンの項まで及びベンゼンの項中「日本産業規格K0125の5.1」を「規格K0125 5.1」に改め、同表セレンの項中「67.2、67.3又は67.4」を「K0102—3 26.2、26.3又は26.4」に改め、同表フッ素の項中「34.1（規格34の備考の1を除く。）若しくは34.4」を「K0102—2 5.2及び5.3、5.2及び5.4」に、「日本産業規格K0170-6の6」を「規格K0170—6 6」に、「に定める方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法（）」を「、5.2（蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。）」に改め、「いずれも」を削り、「確認しなかった試料を測定する場合にあっては、規格34.1.1c）に定める操作（規格34.1.1c）の注（2）の規定により蒸留が終わった後に留出液に硫酸を滴加する操作を行うこと及び規格34の備考の1に定める操作を除く。）を行うものとする。）を「確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び5.5又は5.2及び5.6に定める方法」に改め、同表ほう素の項中「47.1、47.3又は47.4」を「K0102—3 5.2、5.5又は5.6」に改め、同表1,4-ジオキサン

の項中「付表8」を「付表7」に改め、同表備考の4中「日本産業規格 K0125の5.1」を「規格K0125 5.1」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

京都府告示第368号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じ

た。

なお、その関係図面は、京都府京都土木事務所に備えておく。

令和7年7月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 河川の名称
一級河川淀川水系桂川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
令和7年6月24日
- 3 廃川敷地等の位置
京都市左京区広河原菅原町280番
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 783.29平方メートル

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条の規定により、令和7年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和7年7月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 試験を実施する職種

(1) 学科試験（指導方法及び関連学科）を実施する職種
和裁科

(2) 学科試験のうち指導方法のみ実施する職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）別表第11に掲げる免許職種のうち、和裁科を除く全職種

2 試験の科目

免許職種	試験の科目
和 裁 科	〔学科試験〕 1 指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導、職業訓練関係法規） 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 裁縫知識（裁縫工程、裁縫用具、見積り） イ 縫製法（縫製法、縫製用材料） ウ 安全衛生（安全管理、衛生管理） (2) 専攻学科 ア 和裁法（裁縫工程、和服の種類、裁縫法） イ 被服学（被服史、被服論、被服科学、服装美学）
和裁科を除く全職種	指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導、職業訓練関係法規）

3 試験の免除

実技試験又は学科試験において、試験の全部又は一部の免除を受けることができる者は、次のとおりである。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、一級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、二級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者であって、法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができるものに限る。	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	実技試験の全部
免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）	学科試験のうち関連学科
規則別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	規則別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験
規則第45条の2第3項第4号に規定する者	実技試験の全部

4 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。

ア 法第44条第1項の規定による技能検定のうち、規則別表第11の2に掲げる職種で、受験する免許職種に応じた検定職種に合格した者

イ 規則第45条の2第2項及び第3項に規定する者

(2) (1)に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

ア 拘禁刑以上の刑又は旧刑法の禁錮以上の刑に処せられた者

イ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

5 試験日時

次のとおりとする。ただし、天候の悪化等により災害に関する警報が発令されるなど、試験の実施が困難となるおそれがあると事前に判断された場合は、試験の実施を令和7年9月13日（土）以降に順延することがある。

試験科目	試験日時
学科試験のうち指導方法	令和7年9月6日（土） 9：00～10：00
和裁科の関連学科	令和7年9月6日（土） 10：10～12：20

6 試験場所

京都府立京都高等技術専門校（京都市伏見区竹田流池町121番地の3）

7 受験手続

(1) 受験申請書類

ア 受験申請書、写真（申請前6箇月以内に撮影した正面・上半身・無帽の写真で、縦4センチメートル、横3センチメートルとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの2枚）及び郵便切手85円1枚

イ 受験資格を証する書類（4の(1)のア又はイに掲げる者に該当することを証する書類）

ウ 試験の免除を受けようとする者は、3に掲げる者に該当することを証する書類

(2) 申請書類の提出方法

申請は、提出先への持参又は郵送による。

郵送の際は、簡易書留によることとし、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書きすること。

（提出先）

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府商工労働観光部人材育成課職業訓練推進係

(3) 申請書類の受付期間

令和7年7月7日（月）から令和7年8月18日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（令和7年8月18日（月）付消印有効）

(4) 受験手数料

次に掲げる額を別途交付する納付書により納付の上、納付済証を受験申請書の所定欄に貼り付けること。

学科試験 3,100円

(5) 納付書の交付方法

ア 対面による交付

(3)の受付期間中に、京都府商工労働観光部人材育成課（京都府庁第2号館3階）で交付する。

イ 郵送による交付

郵送による交付を希望する場合は、次の(ア)及び(イ)を(2)の提出先へ送付すること。

なお、郵送の際は、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験手数料納付書交付依頼」と朱書きすること。

受付は令和7年8月4日（月）までとし、同月5日（火）以降に到着したものは郵送による交付は行わない。

(ア) 110円分の郵便切手を貼り付け、住所を記載した納付書返送用封筒（長形3号）

(イ) 必要事項を記入した「納付書発行依頼書」

8 合否判定の基準

(1) 学科試験の指導方法、系基礎学科及び専攻学科の全てについて、満点の6割以上の得点があり、かつ、学科試験のうち系基礎学科及び専攻学科の科目の全てについて、満点の5割以上の得点がある場合は、合格とする。

(2) 学科試験のうち指導方法について、満点の6割以上の得点がある場合（(1)に該当する場合を除く。）は、指導方法に限り合格とする。

(3) 学科試験のうち系基礎学科又は専攻学科について、満点の6割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目の全て

について、満点の5割以上の得点がある場合（(1)に該当する場合を除く。）は、当該学科に限り合格とする。

9 合格発表の方法

令和7年9月12日（金）に合格者の受験番号を京都府のホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/>）に掲載するとともに、合格者（一部合格者を含む。）宛て通知する。

10 その他

- (1) 受験申請用紙は、京都府商工労働観光部人材育成課職業訓練推進係において交付する。
- (2) 受験申請用紙の郵送を希望する者は、宛先を明記し、140円切手を貼り付けた返送用封筒(角形2号)を同封の上、京都府商工労働観光部人材育成課職業訓練推進係に送付すること。
なお、郵送の際は、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験申請用紙交付依頼」と朱書きすること。
- (3) 試験に関する問合せは、京都府商工労働観光部人材育成課職業訓練推進係（電話075-414-5105）に行うこと。



亀岡市川東土地改良区の役員の退任に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり退任した役員の氏名及び住所の届出があった。

令和7年7月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

退任役員（理事）

住 所	氏 名
亀岡市河原林町勝林島小坂14	八 木 俊 光



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和7年7月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量
京都府電子入札システム等 SaaS サービス等提供業務 一式
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 契約期間
入札説明書及び仕様書のとおり
- (4) 履行場所
京都府が指示する場所

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府建設交通部指導検査課
電話番号 (075) 414-5225
電子メールアドレス shido@pref.kyoto.lg.jp
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付等
 - ア 交付期間
令和7年7月4日（金）から令和7年7月29日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。
 - イ 入手方法
窓口で交付するので、アの期間に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。
- (3) 質問及び回答
 - ア 受付期間
令和7年7月4日（金）から令和7年7月17日（木）まで（最終日については、午後5時必着）
 - イ 質問方法
電子メールにより、(1)の組織に提出すること。
 - ウ 質問様式等
様式は自由とする。ただし、次の点に留意して記載すること。
(ア) 件名は「京都府電子入札システム等 SaaS サービス等提供業務に関する質問」とすること。
(イ) 質問者の会社名、部署名、役職、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。
(ウ) 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。
 - エ 回答日
令和7年7月25日（金）
 - オ 回答方法
質問への回答は、入札説明書の交付を受けた全ての者に対し、電子メールにより行うものとし、

個別には行わない。

- 3 入札に参加することができない者
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- 4 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
- (1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。
- ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
- イ 審査基準日（この調達案件に係る一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の初日が属する年の1月1日をいう。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者
- ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者
- エ 国又は地方自治体と直接締結した契約において、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）と一般財団法人港湾空港総合技術センター（以下「SCOPE」という。）が共同開発した電子入札コアシステム（以下「電子入札システムコアシステム」という。）を利用した電子入札システムを構築し、SaaS方式で提供した実績を有する者で、京都府が発注する京都府電子入札システム等 SaaS サービス等提供業務を確実に履行することができるものと認められるもの以外の者
- オ 上記エのサービスを現在も提供しているなど、業務期間（令和8年3月29日から令和13年3月28日まで）中、京都府電子入札システム等 SaaS サービス等を安定して提供することができるものと認められるもの以外の者
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当するほか、次のいずれかに該当する者
- (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
- (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

キ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

(2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付等

ア 交付期間

2の(2)のアに同じ。

イ 入手方法

アの期間に、京都府ホームページ（https://www.pref.kyoto.jp/shido/news/general/2025/r7_denshinyusatsu_s.html）からダウンロードすること。

(2) 申請書の提出期間等

ア 提出期間

2の(2)のアに同じ。

なお、上記期間以外においても申請書を受け付けるものとするが、この場合には資格審査がこの公告に係る入札に間に合わないことがある。

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

アの提出期間内に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便でアの提出期間内にイの場所に必着のこと。

エ 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

(ア) 法人にあつては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあつてはその者が制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の審判を受けた被補助人）でないことの証明書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことの証明書

(イ) 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書

(ウ) 消費税及び地方消費税の納税証明書

(エ) 営業経歴書

(オ) 技術者経歴書

(カ) 同種業務実績調書

(キ) 法人にあっては審査基準日の直前の2営業年度に係る財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）、個人にあっては所得税の確定申告書の写し、営業に必要な機械、工具、備品等の明細書並びに商品及び原材料（仕掛品を含む。）の現在高調書

(ク) 取引使用印鑑届

(ケ) 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状

(コ) 誓約書

オ 資料等の提出

申請書及び添付資料(以下「申請書等」という。)を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

カ その他

申請書等の作成等に要する経費は、申請書等を提出した者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への記載

3及び4について審査の上、参加資格があると認定された者は、京都府電子入札システム等 SaaS サービス等提供業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿において記載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和13年3月28日までとする。

9 申請書記載事項の変更

申請書等を提出した者（6の名簿へ記載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 営業所の名称又は所在地

(3) 法人にあっては、資本金又は代表者の氏名

(4) 個人にあっては、氏名

10 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからエまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3並びに4の(1)のア、エ、オ、カ及びキに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併又は分割したときは、合併後存続する法人若しくは合併によって設立する法人又は分割によって営業を承継する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (1)又は(2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、その事実があった後3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

12 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和7年8月19日（火）午前10時

イ 場所

京都府庁旧本館1階指導検査課別室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和7年8月18日（月）午後5時必着

(イ) 提出先

2の(1)に同じ。

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 入札の延期

天災地変等により入札を執行することができない状況に至った場合は、入札を延期することがある。その場合は、京都府のホームページで公表する。

(2) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(3) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

(4) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)に示す「京都府電子入札システム等SaaSサービス等提供業務 一式」の金額とし、入札書に記載する金額には、一切の経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

落札者が決定通知のあった日から10日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否
要する。

13 入札保証金

免除する。

14 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する金額の違約金を徴収する。

15 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第3号に該当する場合は、免除する。

16 その他

(1) 1から15までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

17 Summary

(1) The nature and quantity of the service to be procured

A service of Kyoto electronic bid system by SaaS (Software as a Service)

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification

5:00 PM on Tuesday, July 29, 2025

(3) Deadline for tender by mail

5:00 PM on Monday, August 18, 2025

(4) The time date and place for the opening of tender

10:00 AM on Tuesday, August 19, 2025

Another Room of Guidance and Inspection Division, 1st Floor, Former Main Building of the Kyoto Prefectural Government

(5) Contact point for the notice

Guidance and Inspection Division, Department of Construction and Transportation, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, 602-8570, Japan

TEL: (075) 414-5225

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年7月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
舞鶴市字溝尻小字越行1068の2の一部、1070の一部、1088、1089、1090の2、1092の2の一部、1095、1095の1、1100の一部、字堂奥小字妙ヶ迫3の3、4の1の一部、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
京丹後市大宮町口大野88
株式会社にしがき